

「ほっかいどうこどもライン相談」

生徒及び保護者の皆様へ

北海道教育委員会では、道内の中学校・高等学校等の生徒を対象に、スマートフォン等で気軽に相談できる「LINE」を活用した相談窓口「ほっかいどうこどもライン相談」を開設しています。

開設期間

2026年1月7日（水）～1月30日（金）の期間は、毎日17:00～22:00

2026年3月23日（月）までの上記以外の期間は、毎週月曜日の17:00～22:00


「ほっかいどうこどもライン相談」は、専門の相談員が対応します。

- 相談内容などのプライバシーは守られます。
- 相談者の生命、身体などの安全が害されるおそれのある場合や、相談者に関連して犯罪行為が行われている疑いがある場合は、相談者を守るため、学校や関係機関と情報共有しながら対応することがあることを御理解ください。
- 「ほっかいどうこどもライン相談」のほか、「北海道子ども相談支援センター」による電話やメールでの相談も受け付けておりますので、お気軽に御相談ください。

令和7年度
ほっかいどうライン相談
北海道教育委員会

生徒
の皆さん!

○LINEを活用した
教育相談です。
○あなたの心が楽になるよう
抱えている思いや悩みを
専門相談員に相談してみませんか。



アカウント名
「令和7年度ほっかいどうこどもライン相談」

○二次元コードから友だち登録をします。
○名前や学校名の登録は必要ありません。
○相談内容の秘密は守ります。

相談時間スケジュール

2025年
・5月1日～5月12日
・8月6日～9月17日
2026年
・1月7日～1月30日
(毎日)

2025年 2026年
・5月19日…3月23日
(月曜のみ)

12
相談時間
17:00
22:00

どんな相談でも聴かせてね。

自分のことで困っている。悩んでいる…

誰かに聞いてほしい…

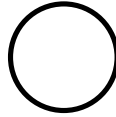
友だちのことで悩んでいる…

進路や将来のことで悩んでいる…

電話やメールの相談はこちらです。

○電話相談 (24時間対応・無料)
0120-3882-56
(子ども相談支援センター)

○メール相談
sodan-center@hokkaido-c.ed.jp
北海道教育委員会



教 生 学 第 7 4 号
令和 7 年 (2025年) 4 月 14 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
札幌市を除く市町村教育委員会教育長
(各 市 町 村 立 学 校 長)

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 森 田 靖 史

S N S を活用した相談業務の実施について (通知)

北海道教育委員会では、いじめを含め様々な悩みを抱える生徒に対し、教育相談に係る多様な選択肢を用意し、問題の深刻化を未然に防止する観点から、今年度についても「LINE」を活用した双方向の相談事業を実施し、効率的な相談体制の構築を推進することとしました。

については、次により事業を実施しますので、特段の御配慮をお願いします。

記

1 事業内容

(1) 相談窓口名称

「ほっかいどうこどもライン相談」

(2) 相談実施期間及び相談受付時間

令和 7 年 (2025年) 5 月 19 日～令和 8 年 (2026年) 3 月 23 日までの月曜日のみ

令和 7 年 (2025年) 5 月 1 日～5 月 12 日

令和 7 年 (2025年) 8 月 6 日～9 月 17 日

令和 8 年 (2026年) 1 月 7 日～1 月 30 日

毎日

(3) 相談受付時間

午後 5 時～午後 10 時

(4) 相談内容

いじめ問題、不登校や学校生活に関する相談、家庭での悩みなどの教育相談

(5) 対象生徒

ア 公立道中学校、義務教育学校 (後期課程)

イ 公立高等学校・中等教育学校・特別支援学校 (中学部及び高等部)

ウ 私立中学校・高等学校・特別支援学校

(6) 相談方法

生徒各自がスマートフォン等から「LINE」上の「ほっかいどうこどもライン相談」公式アカウントに登録した上で、専門の相談員に相談する。

2 保護者及び生徒への相談窓口の周知

別添「生徒及び保護者の皆様へ」を対象生徒及び保護者に必ず配付し、本事業の周知を図ってください。

3 事業実施上の留意点

(1) 事業の検証

本事業実施後、「ほっかいどうこどもライン相談」公式アカウントの登録を行った全生徒に対し、事業検証のためのアンケートを「LINE」上で実施します。

(2) プライバシーの保護に関すること

相談した生徒の情報や相談内容などのプライバシーは守られます。

ただし、相談者の生命、身体などの安全が害されるおそれのある場合や相談者に関連して犯罪行為が行われている疑いがある場合は、相談者を守るため、学校や関係機関と情報共有しながら対応することがあります。

(企画・調整係)